

基調報告 民間保育園をとりまく情勢とこの間のとりくみ

経営懇事務局長 森山幸朗

1. はじめに

・穏やかな元旦の午後を、巨大な揺れと津波とともに大きな地震（能登半島地震）が発生、翌日には羽田空港で航空機が接触事故で機体が炎上、不安な年明けになりました。時間の経過とともに広い地域に地震被害が及び、多くの尊い命が失われました。迅速な救助や避難者への生活支援、復興が待たれます。航空機事故では乗務員が犠牲になりました。地震の多い日本列島の防災対策に万全を期し、航空機の安全運航を願わざにはいられません。

・政府の2024年度予算案は、一般会計の歳出総額が112兆円の大型予算となっています。増税イメージを払拭するために打ち出した定額減税で失速し、打ち出した子育て支援策も「的外れ」と失望を生み、支持率が急落しました。政権与党の政治資金パーティの裏金化事件が明るみになるなかで、精査なしの思い付き、しかも本気で将来のことを考えるなら、十分な議論を尽くす必要があるのに、それを避ける国会対応を図りました。「物価高対策なら消費税減税の方が国民全員に効果が及ぶ」との声が大きくなり、政権への批判が増幅していきました。定額減税は1回限りで、しかも6月の開始まで時間がかかり、消費税のような日々の実感は得られません。

・政府は3兆6000億円規模の「こども未来戦略」を閣議決定しました。いわゆる「次元の異なる少子化対策」を具体化したもの。いろいろメニューが出されていますが、限られた財源の中で政策効果が疑問な大学無償化も。財源は、医療や介護などの歳出改革による1兆1000億円と、全世代に拠出を求める1兆円の「支援金制度」で主に確保していますが、課題は多く、実効性への疑問はぬぐえません。

・どれをとっても政治不信に陥り、諦めてしまいそうですが、一人ひとりが声を発し、多くの人と繋がっていかなくてはなりません。届せず勇気を出して声をあげること、それは子どもたちのためであり、子どもを守る大人の責任もあります。現政権の政策動向を注視、その渦中での効果的な要請運動をつくります。

2. 保育制度・政策の改善

・保育が社会活動の維持に不可欠なエッセンシャルワーカーの一つとして広く社会に認識されるようになりました。

・さらに、その現場が劣悪な労働条件・環境にある実態を社会的に共有されるようになりました。各種のアンケート調査で明らかにして、諸活動に生かしてきました。現政権は、全世代型社会保障をとねえ、世代間の対立を利用して、社会保障制度の抑制・見直しをすすめており、子ども・子育て施策も、この枠組の中に位置づけられています。配置基準の改善が一定の世論となりつつありますが、実際には真の改善には至らない規制緩和と複雑な公定価格の加算対応に置き換えられていくことが予想されます。

3. 児童福祉法24条1項の意義

・子ども政策の強化に関する政府の試案で、保護者の就労要件を問わないという「子ども誰でも通園制度（仮称）」が提起され、急速に具体化が図られています。保育所では、これまで保育の必要性のある子を対象に、児童福祉法24条1項に基づいて、市町村責任で保育が行なわれてきました。今回の動きは、すべての子どもの保育を受ける権利という視点で、公的責任で対象を広げる考え方ですが、明らかになっている内容は児童福祉法24条1項を形骸化、保育を市場に委ねる危険性があり、慎重な対応が求められます。

4. 憲法をめぐって

・現政権は独立国の自覚も誇りもない異常な政治です。日本国憲法も「専守防衛」もかなぐり捨てる敵基地攻撃能力保有と大軍拡をすすめています。唯一の戦争被爆国であるにもかかわらず、日本政府は、核兵器禁止条約に背を向け、「核抑止力」に固執する態度をとり続けています。戦争の準備ではなく、平和の準備を一多くの国民と声をあげましょう。

5. 私たちのとりくみ

・国・自治体にむけて

こども家庭庁懇談～10月30日経営懇ニュース11月号 2月懇談予定

各地で国会請願署名や自治体懇談等、現場の実態を伝えましょう。

地域の保育関係者と、現場の実態をふまえ要求でつながりましょう。

意識的、計画的に工夫と知恵を生かして、職員・保護者、地域の人々と語り合い、保育要求、地域要求の運動をつくり出していきましょう。

保育のさまざまな課題別の内容で、学習会や交流会を企画しましょう。

すべての子どもによりよい保育を！

全保連・活動推進ニュースNo.138

2023. 12. 27

全国保育団体連絡会／TEL:03-6265-3171／FAX:03-6265-3230／URL <https://www.hoiku-zenhoren.org/>

2024年度予算案・こども未来戦略、12/22閣議決定

4・5歳児の保育士配置基準、76年ぶりに改善へ

政府は、12月22日に来年度予算案やこども未来戦略、こども大綱などを閣議決定しました。この中で、4・5歳児の保育士配置基準が制定以来初めて、76年ぶりに引き上げられることが明らかになりました。これまで、国会請願署名を軸に幅広く世論に訴え続け、あきらめることなく各地で運動を継続してきたことが土台となり、今回の動きにつながっています。また、愛知から始まった「子どもたちにもう1人保育士を」の発信は多くの保育者・保護者の共感をよび、マスコミにも取り上げられるなど、今回の配置基準改善を実現する大きな力となりました。当事者の声や現場の要求が保育条件を変えていく、この実感を多くの関係者で共有しましょう。そして「まだまだ十分ではない、子どもたちのために保育条件改善を」と、声をあげる仲間を広げましょう。

1歳児の配置基準については、「来年度予算で実現を！」と最後まで各地から働きかけましたが、今回の予算案には盛り込まれていません。1歳児の配置基準を早期に改善すること、さらに、4・5歳児はじめ全体の配置基準を実態に合わせ抜本的に引き上げるよう求めていくことが必要です。

保育士の待遇改善については、国家公務員給与の改善（人事院勧告）と連動し公定価格が引き上げられましたが、保育士の待遇を改善するための特別の手立てではありません。引き続き、保育士が働き続けられる業界となるよう、改善を求めましょう。

新たに創設する「こども誰でも通園制度」については、2025年度に地域子ども・子育て支援事業として制度化し、2026年度から新たな給付制度として全国の自治体で実施できるよう、2024年通常国会に法案を提出する、としています。この内容については、保育全体への影響や安全の確保、保育体制や施設等の保育条件等、疑問や危惧される点も多く、試行的事業の内容や法案等に注目し、課題や問題点などについて発信することが重要です。

※こども誰でも通園制度については、月刊『保育情報』1月号や研究集会（2/8～10）で取り上げます。

「こども未来戦略」より抜粋

配置基準・待遇改善

- 「社会保障と税の一体改革」以降積み残された1歳児及び4・5歳児の職員配置基準については、
 - ① 2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに応じた加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う（経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。）。
 - ② 2025年度以降、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。
- また、保育士等の待遇改善については、令和5年人事院勧告を踏まえた対応を実施するとともに、民間給与動向等を踏まえた更なる待遇改善を進める。

「こども誰でも通園制度（仮称）」

- 具体的には、2025年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において「こども誰でも通園制度（仮称）」を実施できるよう、所要の法案を次期通常国会に提出する。2023年度から本格実施を見据えた試行的事業の開始を可能とすることとし、2024年度も含めた試行的事業の実施状況を踏まえつつ、制度実施の在り方について検討を深める。

来年度予算案での「配置基準改善」の内容

- ・最低基準を、4・5歳児30：1から25：1に改正する（内閣府令の改正）。しかし、期限を切らない「経過措置」が設けられ、「当分の間」、従前の基準で運営できる、とされた。
- ・経過措置により、25：1の配置を適用しない施設もある。そのため、25：1の配置を実施する施設への「4・5歳児配置改善加算」を新たに設ける（公定価格上の加算措置。告示を改正）。30：1の配置に必要な経費と25：1の配置に必要な経費との差額に相当する金額を加算、と示された。
- ・ただし、チーム保育推進加算を取得している施設は「4・5歳児配置改善加算」の対象外となる。
- ・あわせて3歳児も、20：1から15：1に改正すると示されたが、4・5歳児と同様に期限を切らない経過措置として、すでに実施中の「3歳児配置改善加算」での対応が継続されるのではないか。
- ・1歳児の改善は先送りされ、加速化プラン（～2026年度）期間中の早期に改善、とされた。

保育所等の運営に関する改善事項

（こども未来戦略（加速化プラン）、令和6年度予算案等における対応）

職員配置基準の改善、処遇改善等（加速化プラン）

○4・5歳児職員配置基準の改善（30：1→25：1）

・こども未来戦略を踏まえ、4・5歳児の職員配置基準は30対1から25対1へと改善し、それに対応する加算措置（※）を設ける。これと併せて最低基準の改正を行う（経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。）

（※）チーム保育推進加算やチーム保育加配加算を取得している施設は、25:1以上の手厚い配置が実現可能となっているため、引き続き、当該加算のみを適用。また、3歳児についても、4・5歳児と同様に最低基準の改正（20:1→15:1）を行う。

※1歳児については、2025年度以降、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。

○民間給与動向等を踏まえた保育士・幼稚園教諭等の処遇改善

・保育士・幼稚園教諭等の処遇改善について、令和5年人事院勧告を踏まえた処遇改善（+5.2%）を行う。

○保育・幼児教育分野における継続的な見える化を法定化

図表「保育所等の運営に関する改善事項」より抜粋

今回のポイントと課題

- 法令の改正という形で配置基準が改善されることは重要です。しかし、当分の間は経過措置として従来の配置のままでも構わない」とされているため、全国の保育所の底上げにはなりません。確実に全国すべての保育所で改善が実現できるように、経過措置の期間を限定するよう迫っていくことが必要です。
- 4・5歳児の配置基準を25：1にするという改善は、2012年の「税と社会保障一体改革」で提案されていた内容です。今回、10年かかってやっと実現しましたが、これで終わらせることができません。25：1にした場合、それぞれの現場では実際どの程度変わるのが、実際に配置している保育士数と照らしあわせるなどしながら、今後の改善にむけて要望を論議する必要があります。
- 1歳児の改善は待ったなしです。予算案には盛り込まれませんでしたが、2024年1月召集の通常国会で1歳児の改善を求め、地元議員を通じて要望しましょう（先回の紹介議員は署名ニュース参照）。
- 2月29日の署名提出行動にむけて、各地で地元選出国会議員へ働きかけましょう。年度末の忙しい時期ですが、29日の行動に代表を送りましょう。

「こども誰でも通園制度」

「こども誰でも通園制度」は、試行的事業の実施・検証を待たず、通常国会で法案が提出される予定です。政府は、異次元の少子化対策の目玉政策として急に進めようとしていますが、想定している内容には、課題や問題点があり、そうした点を社会的に発信し論議することが必要です。まずは、保育情報・研究集会等を活用し、内容を把握しましょう。

(参考資料)

「子ども未来戦略」～次元の異なる少子化対策の実現のための「子ども未来戦略」の策定に向けて
～より該当部分抜粋

III-1-2. 全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

(2) 幼児教育・保育の質の向上～75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～

○ 待機児童対策の推進により量の拡大は進んだものの、一方で、昨今、幼児教育・保育の現場での子どもをめぐる事故や不適切な対応事案などにより子育て世帯が不安を抱えており、安心して子どもを預けられる体制整備を急ぐ必要がある。

○ このため、保育所・幼稚園・認定こども園の運営費の基準となる公定価格の改善について、公的価格評価検討委員会中間整理（2021年12月）を踏まえた費用の使途の見える化を進め、保育人材確保、待機児童解消その他関連する施策との関係を整理しつつ、取組を進める。

○ 具体的には、「社会保障と税の一体改革」以降積み残された1歳児及び4・5歳児の職員配置基準については、

① 2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う（経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。）。

② 2025年度以降、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。

○ また、保育士等の処遇改善については、令和5年人事院勧告を踏まえた対応を実施するとともに、民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善を進める。

○ くわえて、費用の使途の見える化に向けて、事業者が施設ごとの経営情報等を都道府県知事に報告することを求めるとともに、報告された経営情報等の分析結果等の公表を都道府県知事に求めること等を法定化する。

(3) 全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充～「子ども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

○ 0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「子ども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。

○ 具体的には、2025年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において「子ども誰でも通園制度（仮称）」を実施できるよう、所要の法案を次期通常国会に提出する。

○ 2025年度からの制度化に向けて、2023年度から本格実施を見据えた試行的事業の開始を可能とすることとし、2024年度も含めた試行的事業の実施状況を踏まえつつ、制度実施の在り方について検討を深める。

○ 病児保育の安定的な運営を図る観点から、病児保育に係る保育士等の職務の特殊性等を踏まえた基本分単価の引上げ等を、2024年度から行う。